

『控除制度改革』のご案内

ご存知
ですか？

平成19年1月より
損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が新設されます！

ポイント① 平成19年1月より地震保険料控除が創設され、所得控除額が従来の損害保険料控除よりも拡大されます。

控除限度額

- 所得税：地震保険料の全額について50,000円限度
- 住民税：地震保険料の1/2について25,000円限度

ポイント② 従来の損害保険料控除は平成18年12月末で廃止されます。
ただし、一部経過措置^(※)があります。

(※)平成18年12月31日以前始期で保険期間10年以上の積立保険、所定の条件を満たす超保険は満期まで従来の損害保険料控除が適用できます。(ただし、一部制約があります。下表をご覧ください。)

★損害保険料控除の廃止、地震保険料控除新設の概要

損害保険料控除(現行)			地震保険料控除(改正後)		
短期 契約 (長期契約以外の契約)	対象種目	火災、傷害、地震、積立火災、積立傷害、超保険等 ※積立保険は保険期間10年未満の契約	地震	対象種目	地震のみ (超保険「地震危険等上乘せ担保特約」を含む) ※平成18年12月31日以前始期契約で平成19年1月以降に支払われる保険料(保険期間1年超で一時払のご契約は、一時払保険料を保険期間で割った金額)および平成19年1月1日以降始期契約の保険料が対象となります。
	控除限度額	所得税:3,000円 住民税:2,000円		控除限度額	所得税:50,000円 住民税:25,000円
長期 契約	対象種目	積立火災、積立傷害、年金 ※保険期間10年以上の契約 超保険 ※所定の条件を満たす契約	経過 措置	対象種目	積立火災、積立傷害、年金 ※平成18年12月31日以前始期で保険期間10年以上の契約 超保険 ※平成18年12月31日以前始期で所定の条件を満たす契約 ※ただし、平成19年1月1日以降に保険料の変更を伴う異動が発生した契約は、異動が発生した年から経過措置の対象となりません。
	控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円		控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円
長期 短期 合計	控除限度額	所得税:15,000円 住民税:10,000円	地震 長期 合計	控除限度額	所得税:50,000円 住民税:25,000円 ※ただし、積立火災保険契約および超保険(平成18年12月31日以前始期契約)に地震保険が付帯されている契約の保険料控除については地震または長期契約のいずれかを適用します。